

審査請求書（下水道使用料督促状 7）

平成 28 年 2 月 29 日（月）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴

代理人 三国谷清一

下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市造道 2 丁目 8 - 19 ロイヤルシャトーヴィル 102

氏 名 三国谷由貴

年 齢 32 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成 28 年 1 月 27 日付け下水道使用料督促状（平成 27 年 12 月分）（以下「本件督促状」という。）による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 28 年 1 月 28 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

- (1) 下水道使用料に係る督促状（以下「督促状」という。）には作成・発送経費が掛かっており、この経費を実費として督促状の発行を受けた下水道使用料滞納者から徴収すべきである。にもかかわらず企業管理者は「青森市下水道条例」には下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないと書かれているから徴収しないと主張している。
- (2) 経費が掛かっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を徴収しないと規定している青森市下水道条例は間違っている。下水道使用料を滞納している私から督促状にかかる実費を徴収すべきである。
- (3) 間違っている青森市下水道条例に基づく本件督促状の発行は違法であり、取り消されるべきものである。
- (4) また、本件督促状は「水道料金・下水道使用料等請求のご案内」、「水道料金・下水道使用料等納入済通知書（督促）」、「水道料金・下水道使用料等領収書（督促）（取扱店控）」及び「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（督促）」の 4 種類の文書から構成されているが、その内「水道料金・下水道使用料等請求のご案内」の裏面にのみ「督促状」と記載されているがこれには督促に係る歳入科目が特定されておらず下水道使用料に係る督促状とはいえない。この点からも、本件督促状は不当であり、取り消されるべきである。
- (5) もし企業管理者が下水道使用料督促手数料を自己負担しているのであれば、水道料金を下水道特別会計に違法に流用しているものであり、これまた違法である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありません。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

意見陳述は希望しません。

8. 代理人

住所 青森市桜川 4-8-2

氏名 三国谷清一



審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成27年12月分の下水道使用料督促処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

審査請求の要旨	審査庁である市の見解
<p>「下水道使用料に係る督促状には作成・送経費が掛かっており、この経費を実費として督促状の発行を受けた下水道使用料滞納者から徴収するべきであること、経費が掛かっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を徴収しないと規定している青森市下水道条例は間違っていること、下水道使用料を滞納している審査請求人から督促状に係る実費を徴収するべきであること、間違っている青森市下水道条例に基づく本件督促状の発行は違法であり、取り消されるべきものであること、本件督促状は4種類の文書から構成されているが、その内、水道料金・下水道使用料等請求のご案内の裏面にのみ督促状と記載されているがこれには督促に係る歳入科目が特定されておらず不当であり、取り消されるべきであること、もし企業管理者が下水道使用料督促手数料を自己負担しているのであれば、違法である」との主張について</p>	<p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人にかかる本件督促状による処分は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではない」と弁明していることから、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の督促に関する事務についてであるが、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものと考ええる。</p> <p>次に、本件処分に関する事務についてであるが、青森市下水道条例第30条の2第1項及び第2項の規定によれば、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされており、また、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定しなければならないとされており、これらの規定のとおり行われていることを確認した。</p> <p>次に、「本件督促状は4種類の文書から構成されているが、その内、水道料金・下水道使用料等請求のご案内の裏面にのみ督促状と記載されているがこれには督促に係る歳入科目が特定されておらず不当であり、取り消されるべきである」との主張についてであるが、処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人に送付した本件督促状は、水道料金・下水道使用料等請求のご案内など4種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容を踏まえれば、歳入科目が特定されていないとは考えていない」旨の弁明がなされている。</p> <p>そこで、本件督促状を確認したところ、水道料金・下水道使用料等請求のご案内など、本件督促状を構成するそれぞれの文書の内容を考慮すると、4種類の文書（裏面を含む。）が一体となって督促状となっていることが認められ、このことを踏まえれば、本件処分が不当であるということはいえないものと考ええる。</p> <p>したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものと考ええる。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものと考ええる。</p>

## 諮問第 2 2 号参考資料

### 3. 結論

上記 2 のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものとする。